

日弁連「事務職員能力認定制度」 研修会が始まって

10月11日(土)。日弁連事務職員能力認定制度の第1回研修会当日は、長男の運動会にあたっており、やむなく欠席したところ、10日ほどして申し込んでいたDVDが届き、自習することとなった。

法律事務所職員
新居崎 俊之

研修DVDを見てみた

講師の先生方には大変申し訳ないのだが…。2時間の研修会DVDを、夜中、家族が寝静まったあと一人で、パソコンを前にイヤホンで聴くというのは大変ツライものだ。

一度目は、10分たらずで挫折した。二度目はDVDを眺めただけであきらめた。そうこうしているうち、第2回研修会の日が迫り、次のテキストが送られてきたため、仕方がない。休日の昼間、家族を追い出して、見ることになった。

やはり、研修は出来るだけ会場で受けた方がよい。いくら自分のための研修とはいっても、独力で見るのはホネだ。

認定制度の発足に当たって

東京弁護士会では年20回もの体系的な事務職員向け業務研修が行われているが、そうした充実した研修を行っている単位会は少ない。また、先生や先輩から体系的に仕事を教えてもらえる事務所も多くはない。多くの事務員さんが、事務所に入ったその日からなんの研修もないまま、いきなり多くの債務整理事件を割り振られるなど、即戦力として働いている。入って最初に振られたのがいわゆる「ヤミ金」100社以上に電話連絡を入れる仕事で、しかも、先生は指示を出した

きり法廷に行ってしまった、なんて話を直に聞いた。

どんな小さなことであっても、法律事務所の仕事は依頼者の財産や権利と直結しているはずで、それなのに何の研修・教育もない状態で、そこに働く事務員がその大切な財産、権利にかかわっていいのだろうか？ いくら「弁護士が責任を持って管理しているから」といっても、それで充分だと言い切れるのだろうか？ これは年来の疑問だった。

今回、部分的にはあっても、日弁連が能力認定制度をつくり、そのための研修が始まったことを心からうれしく思う。

認定制度の発展を願う

第1回研修の講義は、東京弁護士会で行っているものに比べればやや不満を感じるものであったし、なんといっても試験の内容・形式が全く分からないなど不安もある。しかし、まだ、始まったばかりなのだから、内容は今後どんどん充実していくのだろう。

それより何より、この制度によって、おそらくは毎年2000人余りの「認定」事務員さんが生まれていく。何年か先に、「認定」事務員さんが1万人を超えるようになれば、多分きっと、研修を受けること、受けさせることが当たり前になる。そうなれば、事務員さんに対するまわりの見方も、働く環境も必ず変わる。そのことを期待したい。